

富山県立大学における障害のある学生等の支援に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県立大学（以下「本学」という。）が、身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援を行うための体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害学生等」とは、本学への入学志願者、入学者選抜合格者、入学手続き完了者又は在籍者であって、身体等に障害があり、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる障害があると認められる者をいう。

(支援体制)

第 3 条 本学に障害学生等支援会議（以下「支援会議」という。）を置き、障害学生等に対する支援のための基本的な対応方針等を協議する。

2 支援会議の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

3 本学は、障害学生等及びその関係者と修学等に必要な支援に関する相談の場を設け、次により行うものとする。

(1) 相談は、面談その他の方法により行うこととし、支援会議がその窓口となる。

(2) 支援会議は、相談内容について協議のうえ、関係部署・委員会と連携を図りながら、対応方針を決定する。

(3) 本学は、前号の対応方針に基づく支援内容を障害学生等に通知する。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、支援会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。